(目的)

- 第1条 この規則は、社会福祉法人直方市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が運営する指定居宅サービス(訪問介護)及び受託事業に従事する嘱託職員(以下「職員」という。)の就業に関する事項を定めるものである。
- 2 この規則に定めのない事項については、社協の臨時的雇用職員、嘱託職員就業規則(以下「嘱託職員就業規則」という。)及び労働基準法その他の関係法令の定めるところによる。 (身分)
- 第2条 職員は、社協の常勤嘱託職員とする。

(雇用契約)

- 第3条 1年以内の期間を定めて雇用契約を締結する。ただし、再雇用は妨げない。 (服務)
- 第4条 服務については、社協のホームヘルパー等服務規程による。 (勤務時間)
- 第5条 勤務時間は、休憩時間を除き、1ヶ月ごとに1週間あたり38時間45分とする。
- 2 1日の勤務時間は次のとおりとする。
 - (1) 午前9時から午後5時30分(休憩時間は午後零時15分から午後1時までの間とする。)
 - (2) 午前7時から午後3時30分(休憩時間は午後零時15分から午後1時までの間とする。)
 - (3) 午後零時30分から午後9時(休憩時間は午後4時15分から午後5時までの間とする。)
- 3 前項に規定する1月の勤務時間の割り振りについては、前月まで作成した勤務表により 本人宛通知するものとする。

(休日)

第6条 職員の休日は、嘱託職員就業規則第5条の規定により準用する社会福祉法人直方市 社会福祉協議会職員就業規則第16条の規定にかかわらず前条の勤務表により指定するも のとし、1月当たり9日以上の休日を与えるものとする。

(休日勤務)

第7条 休日勤務は、嘱託職員就業規則第5条の規定を準用する。

(休暇)

- 第8条 年次休暇、病気休暇及び特別休暇は、嘱託職員就業規則第6条の規定を準用する。 (給与)
- 第9条 給与は、社会福祉法人直方市社会福祉協議会ホームヘルパー給与規程による。 (退職及び解雇)

- 第10条 職員が雇用契約期間満了前に退職しようとするときは、少なくとも1月前に社会 福祉協議会会長に退職届を提出しなければならない。
- 2 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、本人の意に反して解雇することができる。
 - (1) その職に必要な適格性を欠くと認められたとき。
 - (2) 精神又は身体の故障があるか又は虚弱、疾病のため業務に耐えられないと認めたとき。
 - (3) 業務能率が低く、勤務成績が不良と認められたとき。
 - (4) 社協が各々の事業を実施しなくなったとき。

(その他)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年12月15日から施行する。